

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）の策定について

令和6年2月2日
生涯学習課

令和5年3月に国が策定した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、本県における子どもの読書活動推進計画の改定を行おうとするものです。

1 これまでの経緯

○「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13年12月)第9条

「国の計画を基本とするとともに、都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、計画を策定するよう努めなければならない。」

	国		県
第一次計画	平成14～19年度	⇒	平成15～21年度
第二次計画	平成20～24年度		平成22～26年度
第三次計画	平成25～29年度		平成27～31年度
第四次計画	平成30～令和4年度		令和2～6年度
第五次計画	令和5～9年度		令和7～令和11年度(予定)

2 県第四次計画（現行）の概要

(1) 計画の性格

- ア 子どもの読書活動を全県的に推進するための手引き
- イ 「読書県『ちば』」を目指す設計図

(2) 計画の期間 令和2年度からおおむね5か年

(3) 計画の基本方針

- ア 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進
- イ 読書環境の整備と連携体制の構築

3 計画作成の体制等及び今後の予定

(1) 体制等 別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和6年 2月 生涯学習審議会に子どもの読書活動推進部会を設置
(以後策定まで継続的に開催)

※資料2を参照

令和6年 6月 生涯学習審議会（素案の報告）
 令和6年 8月 子どもの意見聴取（聴取方法等は今後検討）※参考
 令和6年11月 生涯学習審議会（原案の報告）
 令和6年11月 教育委員から意見聴取
 令和6年12月 パブリックコメント実施
 令和7年 3月 教育委員会会議に付議

(参考)「こども基本法」の施行（令和5年4月）

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）の策定に向けて

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）

- 目的**（1条）子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→もって、子どもの健やかな成長に資することを目的
- 基本理念**（2条）すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境を整備
- 責務**（3条）国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定、実施
（4条）地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定、実施
- 計画**（8条）政府は、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定
（9条）国の計画を基本とするとともに、都道府県及び市町村の計画策定は努力義務

第一次計画 H14～19 第二次計画 H20～24
第三次計画 H25～29 第四次計画 H30～R4

千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）R2.2月策定

第一次計画 H15～21 第二次計画 H22～26
第三次計画 H27～31

〔国〕
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）
※R5.3月策定

《施策の方向性》

- ① 不読率の低減
- ② 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④ 子どもの視点に立った読書環境の推進

《状況》 中間評価報告書より

- 小学校及び中学校段階で読書の好きな子どもの増加
- 学校図書館の整備が充実
- セカンドブック事業の広まり
- ▲小学校、中学校及び高等学校のすべての段階で不読率が高い
- ▲様々な主体との連携が停滞
- ▲町村における子どもの読書活動推進計画の策定率が低調

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）（案）の作成

事務局：生涯学習課（教育振興部）

子どもの読書活動推進委員会（庁内担当者会議）

- 関係課職員
（教育振興部）学習指導課、特別支援教育課、
教職員課、生涯学習課
（教育機関）県立図書館、総合教育センター
（総務部）学事課（健康福祉部）子育て支援課
（環境生活部）県民生活課

子どもの読書活動推進部会（生涯学習審議会内に設置）

- 生涯学習審議会委より5名程度
（学識経験者、図書館、家庭教育、教育行政、学校教育など）
- 部会の求めにより関係機関の職員等に出席を求めるものとする
（幼保関係者、学校図書館関係者（小・中・高）、公共図書館関係者等を想定）

※部会后、生涯審にて報告

- ・子どもへの意見聴取
（こども基本法第11条より）
- ・関係機関等への意見聴取
- ・市町村への各種調査

県民の意見 反映（パブリック・コメント実施）

教育委員会会議にて議決
千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）の策定